

2019年度 大学院学生海外留学補助金支給申請について（募集）

「大学院学生海外留学に関する規程」により、下記の通り海外留学生の補助金支給申請を受け付けます。

1. 応募資格

本学大学院学生で、指導教員の推薦を受けた者

2. 採用者数

若干名

3. 対象となる留学先

本学と協定を有する外国の大学又は学生の申請に基づき、本学が認めた大学及びその研究機関。

参照 URL: http://www.global.hosei.ac.jp/about/kaigai_kyotei/

4. 留学期間

6ヶ月以上1年以内

なお、留学期間は本学の在学期間を含める（休学にはなりません）。

5. 補助金額

100万円とする。ただし、応募人数により減額する可能性があります。また、留学期間が6カ月以下は半額となります。

6. 申請期間

2019年5月7日（火）～5月17日（金）

（注）上記期間の受付時間は、各キャンパスの担当事務室開室時間とします。

7. 申請書類

- (1) 「大学院学生海外留学申請書」(院・海留様式Ⅰ)
- (2) 「大学院学生海外留学計画書」(院・海留様式Ⅱ)
- (3) 「大学院学生海外留学申請者の推薦書」(院・海留様式Ⅲ)
- (4) 「銀行口座振込届」(院・海留様式Ⅳ)
- (5) 留学先大学の入学許可書及び概要書 ※入学許可書には日本語訳をつけ、訳が正しいことを証明する指導教員のサインを付してもらうこと。

8. 提出先

市ヶ谷・・・大学院課、政策創造研究科担当、デザイン工学研究科担当

小金井・・・小金井事務部 大学院担当

多摩・・・経済学研究科担当、社会学研究科担当、人間社会研究科担当、
スポーツ健康学研究科担当

9. 受給者決定・交付時期について

研究科長会議で審議の上、受給者を決定いたします。申請者が多数の場合は減額する可能性があります。決定の通知は6月中旬を目安にお知らせします。ただし、補助金の支給は、海外の大学院から入学許可を受け、入学通知書を提出した後に行います。入学許可を取り付けられない場合には、支給決定を取り消されます。また、補助金受領後、都合によって留学を中止した場合は補助金の全額を、留学期間の2分の1以内に帰国した場合は受領した補助金の半額を、大学に返還していただきます。

10. 留学者の義務

- (1) 「大学院学生海外留学研究成果報告書」(院・海留様式V)の提出
- (2) 「大学院学生海外留学補助金会計報告書」(院・海留様式VI)の提出
- (3) 「留学先の大学在学を示す証明書(在学証明書や成績証明書など学籍したことがわかるもの)」の提出
- (4) 「研究結果報告書」(様式・枚数等自由、宛先を「研究科長会議議長宛」とすること)の提出
※帰国後1ヶ月以内に提出してください。

11. 単位の認定

留学した大学等において履修した科目のうち、当該の専攻が適当と認めたものは、本学大学院の課程修了に必要な単位または科目として認定されることがあります。ただし、修士課程においては10単位、博士後期課程においては1科目を限度とします。

帰国前に留学先大学で成績証明書等取得単位(科目)を証明する書類を作成してもらってください。海外留学生の申請に基づき、当該研究科および専攻において審査します。

12. その他

- (1) 大学院ホームページ記載の規則・注意事項 大学院関連諸規則「大学院学生海外留学に関する規程」に定めがありますので確認してください。
- (2) 相談、不明な点は、各担当へお問い合わせください。

以上

法政大学大学院事務部大学院課
「大学院学生海外留学補助金」担当
TEL.03-5228-0588